

第 2 回義務教育に係る政策研究会

資 料

平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日
教 職 員 課

第2回義務教育に係る政策研究会 協議事項

1 学級編制の弾力化について

(参考)

学級編制は、現在、府教育委員会が定めた基準に従って市町村教育委員会が行い、あらかじめ、府教育委員会に協議し、その同意を得なければならないとされている。

現在、国においては、市町村教育委員会や学校が、配当された定数の範囲内で、児童生徒の実態や状況等に応じて個別に学級編制を行うことができるよう、検討されている。

2 教職員定数の算定について

(参考)

現在、教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「標準法」)に基づいて各都道府県ごとに総数が算定されているが、府教育委員会ではその総数を、各学校の学級数に応じて定めた基準(府教育委員会が定めたもの)により配当するものと、各学校の課題等の実情に応じて重点的に配当するものに分けた上で、各市町村教育委員会に配当している。

[標準法を超える府独自措置の例：小規模校(複式学級への定数措置)、教育困難校への加配措置等]

3 教職員の人事権について

(参考)

教職員の人事については、現在、府教育委員会が任命権者となっているが、人事権を市町村教育委員会に移譲することや、校長の権限拡大について検討されている。

[人事権の主な内容：市町村内での人事異動、教職員の採用、講師の採用、管理職の登用、懲戒・分限処分など]

(参考) 教職員の給与負担について

人事権の移譲にあわせて、現在は都道府県が負担している教職員の給与の負担の在り方についても見直すことが検討されている。

中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」 （平成17年10月26日）から抜粋

第 部 各論

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める ・学校・教育委員会の改革・

（1）学校の組織運営の見直し

ア 学校の自主性・自律性の確立

学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、自主的な学校運営を行えるようにすることが必要である。

現状でも、校長の裁量で創意工夫を発揮した特色ある教育活動を実施することが可能であるが、人事面、予算面では不十分な面がある。

権限がない状態で責任を果たすことは困難であり、特に教育委員会において、人事、学級編制、予算、教育内容等に関し学校・校長の裁量権限を拡大することが不可欠である。

学級編制を含めた指導方法の工夫改善については、各学校がそれぞれの実情に応じて個別に判断することが適当である。このため、各学校が個別に学級編制を行うなど学校の判断が尊重されるよう現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。

協議 1

（3）国と地方、都道府県と市区町村の関係・役割

イ 地方の主体性を生かした教育行政の推進

義務教育の機会均等や水準確保などの根幹の保障は国の責任であり、その責任を果たす上で、都道府県や市区町村に対し必要な指導・助言や援助を行うことは必要である。

一方、教育行政における国と地方の関係については、これまでも、指揮監督による権力的な作用よりは、指導・助言や援助による非権力的な作用によって、地方の主体的活動を促進することが基本となっており、今後も、この方針を重視していく必要がある。

さらに、国の定める教育内容、教職員配置、学級編制などに関する基準を、できる限り大綱化・弾力化したり、最低基準性を明確にするなど、地方の裁量を拡大することが必要である。

協議 2
協議 1

ウ 市区町村への教職員人事権の移譲

現在、県費負担教職員の給与負担（給与の支出責任）と人事（任命）権は、基本的に都道府県にあるが、例外的に政令指定都市については人事権が、中核市については人事権のうち研修に関する実施義務のみが、都道府県から移譲されている。

これについて、義務教育諸学校は、市区町村が設置し教職員も市区町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあるため、県費負担教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっていること、また、より教育現場に近いところに権限をおろすべきであることなどから、人事権についても都道府県から義務教育の実施主体である市区町村に移譲する方向が望ましいと考えられる。

協議 3

とりわけ、中核市については、既に研修実施義務が移譲されており、これに加えて人事権全体についての移譲を求める意見が強かった。また、大都市周辺部等には、中核市相当やそれに準ずる規模を有する市区も多いことなど、一定の規模を有する市区町村についても人事権の移譲を求める意見があった。

一方、とりわけ町村には小規模なところも多く、給与や人事権の行使に伴う負担には耐えられないとの意見や、中核市など大規模な市区町村抜きでの広域の人事異動は考えられないなどの意見、また、県内に一又は複数の人口50万人程度の広域連合による「教育機構」を作るなどの意見があった。

協議 3

これらの意見を踏まえ、教職員の人事権については、市区町村に移譲する方向で見直すことが適当である。

一方、現在の市区町村の事務体制で人事関係事務を処理できるか、離島・山間の市町村を含めた広域で人材が確保できるかにも留意する必要がある。

このため、当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。

また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。

なお、教職員人事権を市区町村に移譲する場合には、その財源保障は安定的で確実なものであることを前提に、人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましく、人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すことを検討する必要がある。

参考

さらに、人事権が移譲されない市区町村でも、現在、構造改革特別区域において行われている市町村費負担教職員任用事業の全国化により、市区町村独自の教職員の任用を可能とすることが適当である。

協議 3

エ 教職員配置の改善と市区町村、学校への学級編制に係る権限の移譲

義務教育のナショナル・スタンダードを設定しそれが履行されるための諸条件を整備する観点から、国が学級編制及び教職員配置についての基準を明確にすることは重要であり、早急に次期定数改善計画を策定する必要がある。これにより、少人数教育の一層の推進や、学習指導や特別支援教育の充実、養護教諭、栄養教諭、事務職員、司書教諭の配置充実、外国人児童生徒への支援の充実など、今日的な教育上の課題に迅速かつ適切に対応した教職員配置の改善を進める必要がある。

その上で、今後は学校の判断により地域や学校の実情に合わせた指導形態・指導方法や指導組織とするため、現行制度を見直し、学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大する必要がある。

協議 1

例えば、義務標準法による教職員の標準定数について都道府県ごとの算定から市区町村ごとの算定に改めることや、学校や市区町村教育委員会の判断で学級編制が弾力的に実施できるようにすることなど現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。

協議 2

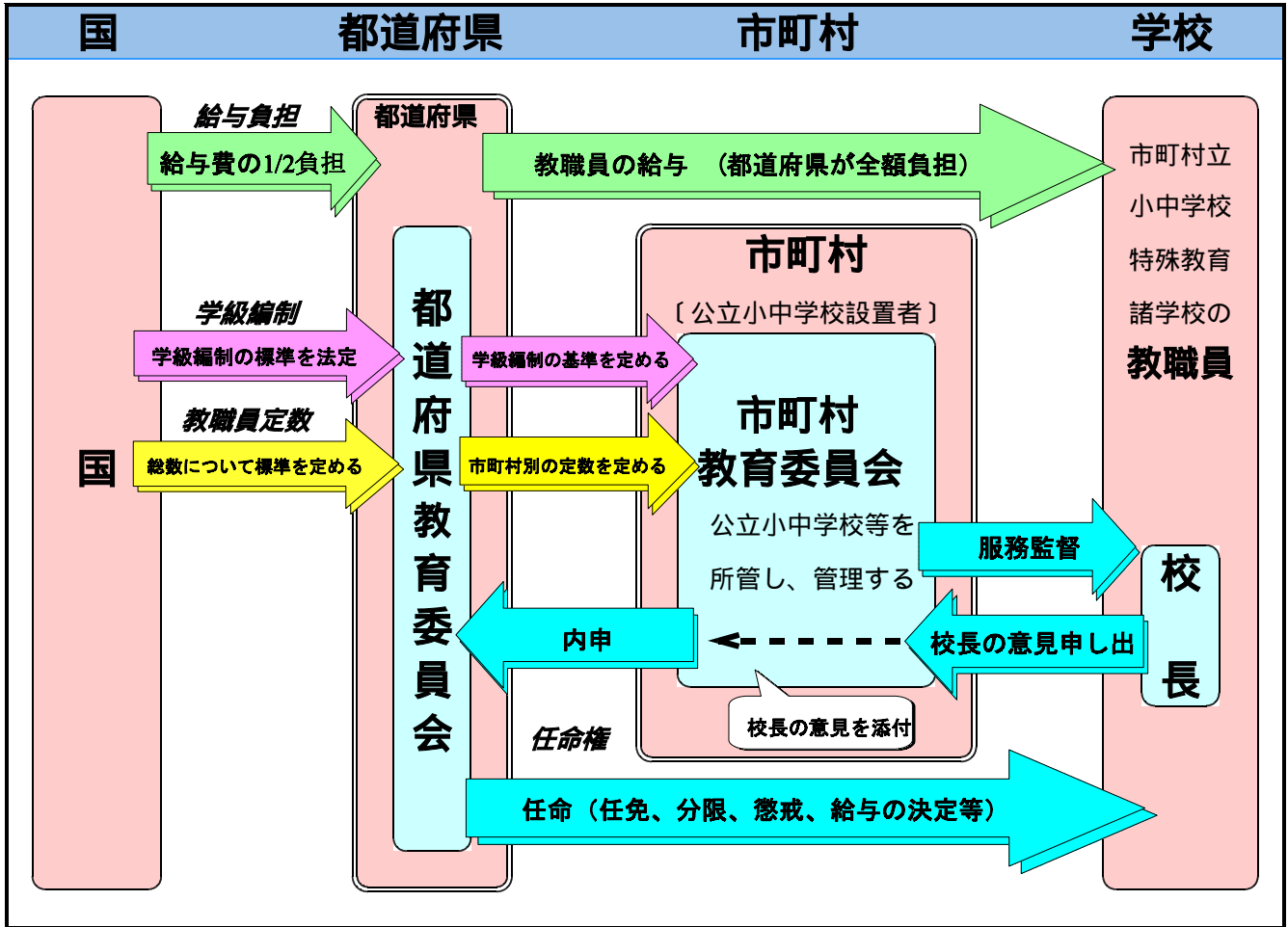
協議 1

また、学校や市区町村教育委員会の判断で少人数学級編制を可能とすることができるよう、これまで例外的な措置とされていた40人学級を下回る学級編制が自由に選択できる制度とする必要がある。

その際、各都道府県に対し教育上の特別な事情に基づきさらに必要とされて加えられる定数（いわゆる教職員定数の加配定数）について、その配分と運用ルールの見直しを検討すべきである。

協議 2

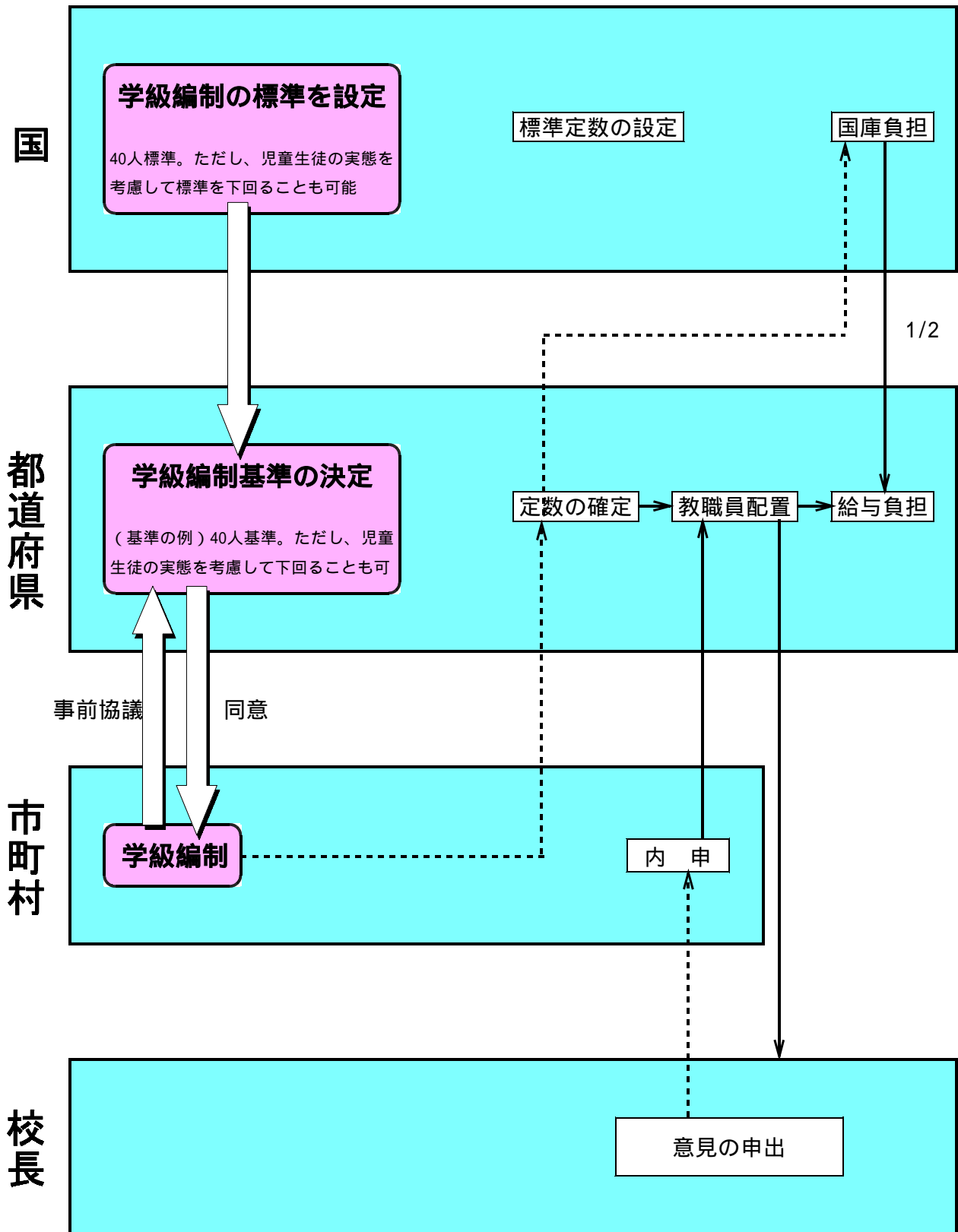
国、府教育委員会、市町村教育委員会、学校・校長の権限関係の例
 (市町村立の小中学校の場合)



学級編制、教職員定数、給与費負担、任命権・懲戒分限及び服務監督の関係

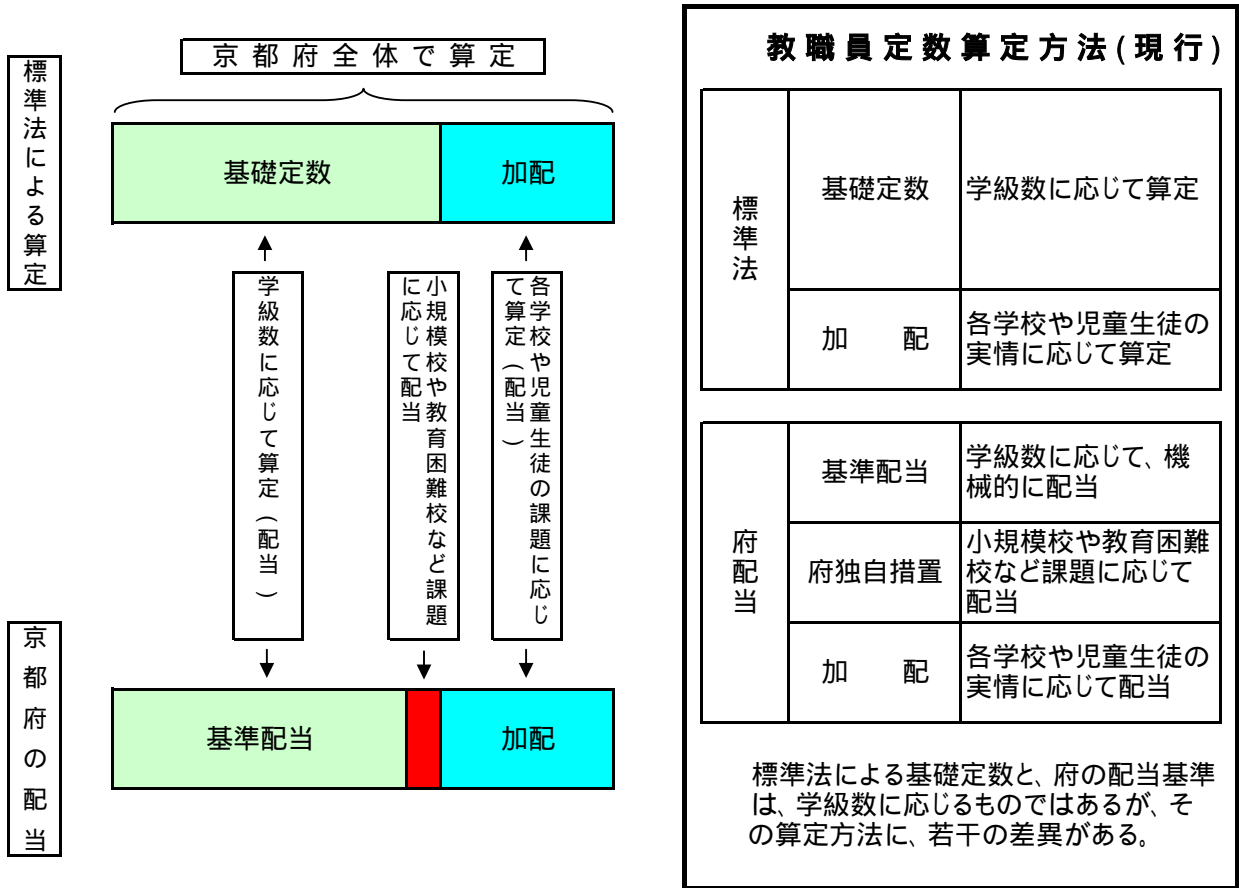
	学級編制	教職員定数	給与費負担	任命権・懲戒分限	服務監督
国	学級編制の標準を法定 (単式学級40人)	都道府県ごとの総数 について標準を定め る	教職員給与費の1/2 を負担		
都道府県	標準に基づき学級編 制の基準を定める (都道府県教育委員 会の判断で国の標準 を下回る基準の設定 も可能) 事前協議 同意	国の定める数を標準 として都道府県内の 総数を定め、市町村 別の学校の種類ごと の定数を定めて配当	市町村立小中学校等 の教職員の給与費を 負担	市町村立学校の教職 員の任命権は、都道 府県教育委員会に属 する(政令指定都市 の教職員の任命権は 政令指定都市教育委 員会に属する)	
市町村	都道府県教育委員 会の定める基準に従 い学級編制を実施	市町村別定数につ いて意見を述べる		教職員の任免等につ いて内申を行う	府費負担教職員の服 務監督
校長				所属職員に対する意 見の申出	所属職員の職務上、 身分上の監督

学級編制に関する制度の仕組み

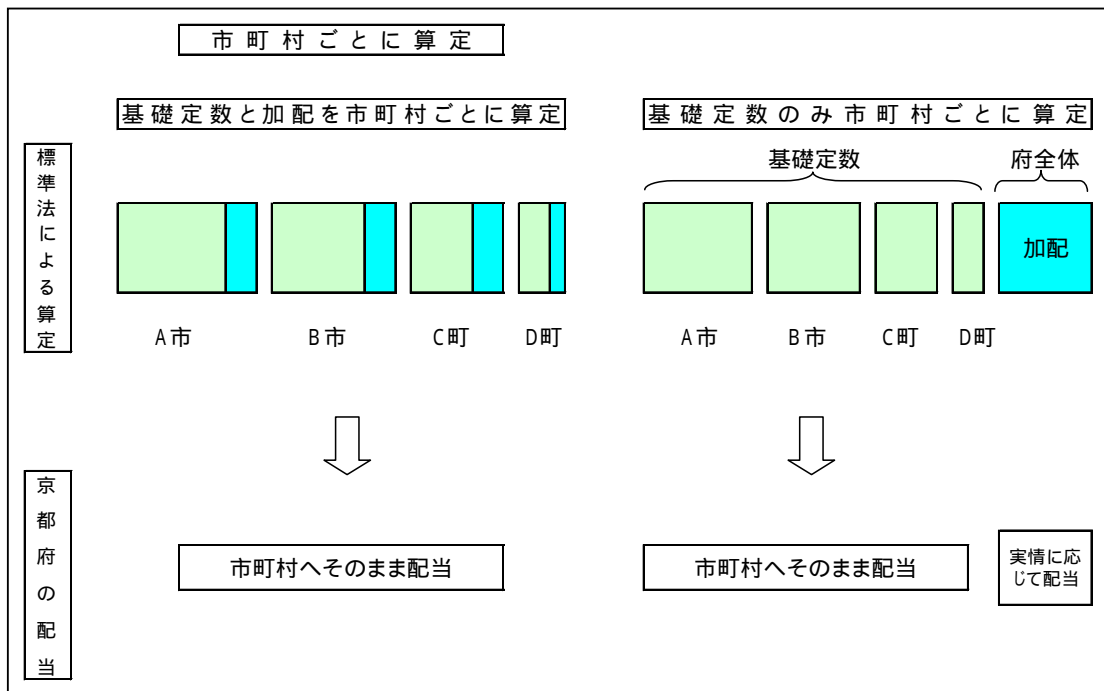


- ・ 実際の学級編制と教職員定数が連動する仕組み
- ・ 定数を踏まえ配置される教職員給与費を県費負担
- ・ 国庫負担金の限度額は、平均給与 × 定数 × 1/2で算定

教職員定数の算定方法について



(参考)



教職員の人事権について

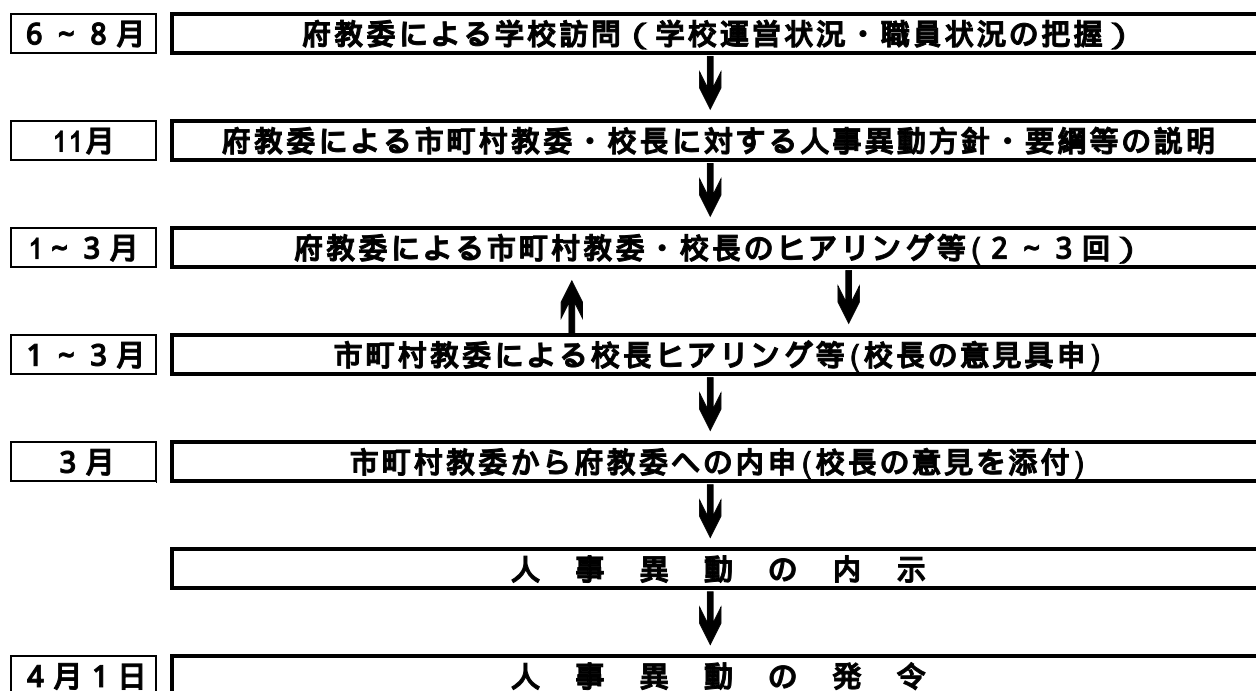
人事権の内容

任免(採用、人事異動、管理職登用等) 免職 休職、復職	懲戒処分、分限処分 給与の決定 その他身分上の事項一切を含む
-----------------------------------	--------------------------------------

人事権に関する権限関係

	任命権・懲戒分限	服務監督
国		
都道府県	市町村立学校の教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する(政令指定都市の教職員の任命権は政令指定都市教育委員会に属する)	
市町村	教職員の任免等について内申を行う	府費負担教職員の服務監督
校長	所属職員に対する意見の申出	所属職員の職務上、身分上の監督

県(府)費負担教職員の人事異動の流れの例



府費負担教職員・市町村費負担教職員の給与について

府費負担教職員

1 内容

市町村立学校の教職員は市町村の公務員であり、本来その給与は市町村が負担するのが原則であるが、市町村立学校職員給与負担法により、京都府がその給与を負担する教職員を府費負担教職員という。

2 対象となる学校・職種

対象とする学校	市町村立の小学校、中学校 等
対象とする職種	校長 教頭 教諭 養護教諭 常勤講師 学校栄養職員 事務職員 非常勤講師（一部）
対象外の職種	非常勤講師 用務員 給食調理員 等

3 京都府が負担する給与の内容

給料、諸手当、退職手当、旅費等

市町村費負担教職員

1 特例の内容

地域における特色ある教育を推進するため、平成15年度より、構造改革特区において、教育上特に配慮が必要な事情がある場合には、府費負担教職員制度の規定にかかわらず、市町村が給与を負担することにより、市町村教育委員会が独自に市町村立小中学校等の教職員を任用することができることとなった。

2 対象となる学校・職種

対象とする学校	市町村立の小学校、中学校 等
対象とする職種	教頭 教諭 養護教諭 常勤講師 学校栄養職員 事務職員 等

3 対象となる地域

周辺の地域と比較して教育上特に配慮が必要な事情（産業を担う人材の育成や国際理解の促進など）がある地域。

府内各市町村の状況

市町村 (教委) 名	学 校 数			学 級 数			児 童 生 徒 数			教 職 員 数		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
向日市	6	3	9	106	39	145	3,087	1,233	4,320	167	90	257
長岡京市	10	4	14	154	56	210	4,324	1,810	6,134	244	120	364
大山崎町	2	1	3	31	13	44	843	398	1,241	53	26	79
宇治市	22	9	31	373	145	518	11,050	4,725	15,775	565	309	874
城陽市	10	5	15	150	62	212	4,216	1,961	6,177	238	137	375
久御山町	3	1	4	37	13	50	932	403	1,335	60	25	85
八幡市	11	4	15	145	55	200	3,831	1,680	5,511	250	129	379
京田辺市	9	3	12	126	44	170	3,628	1,421	5,049	207	97	304
井手町	2	1	3	19	7	26	451	182	633	38	24	62
宇治田原町	3	1	4	30	12	42	716	353	1,069	47	25	72
木津町	6	2	8	98	30	128	2,707	921	3,628	33	60	93
山城町	2	1	3	19	8	27	480	231	711	149	19	168
精華町	5	3	8	87	32	119	2,600	943	3,543	129	72	201
加茂町	4	1	5	38	14	52	692	382	1,074	64	27	91
和束町	1	1	2	10	7	17	226	137	363	20	19	39
笠置町	1		1	6		6	81		81	13		13
南山城村	2		2	11		11	151		151	22		22
笠置町南山城村組合		1	1		5	5		122	122		17	17
美山町	5	1	6	31	6	37	256	149	405	57	18	75
亀岡市	18	8	26	237	96	333	5,908	2,822	8,730	377	222	599
園部町	5	1	6	51	16	67	1,002	507	1,509	92	42	134
八木町	5	1	6	32	8	40	404	237	641	66	20	86
京丹波町	8	3	11	66	21	87	987	524	1,511	116	53	169
日吉町	3	1	4	18	7	25	306	187	493	36	19	55
綾部市	10	6	16	102	44	146	2,069	1,099	3,168	187	108	295
福知山市	18	7	25	189	69	258	4,146	1,958	6,104	316	158	474
舞鶴市	21	8	29	222	91	313	5,460	2,590	8,050	368	192	560
三和町	3	1	4	19	7	26	201	134	335	35	19	54
夜久野町	3	1	4	20	6	26	206	122	328	36	16	52
大江町	3	1	4	19	7	26	267	160	427	33	18	51
宮津市	9	4	13	66	21	87	1,158	502	1,660	122	60	182
岩滝町	1		1	15		15	410		410	26		26
野田川町	5	1	6	38	15	53	754	398	1,152	74	30	104
加悦町	3	1	4	24	8	32	442	221	663	43	20	63
伊根町	2	2	4	14	7	21	157	82	239	27	22	49
岩滝町宮津市組合		1	1		11	11		356	356		25	25
京丹後市	31	9	40	231	77	308	3,988	2,069	6,057	438	180	618
府立		1	1		4	4		160	160		14	14
郡部府立計	252	99	351	2,834	1,063	3,897	68,136	31,179	99,315	4,748	2,432	7,180
京都市	183	81	264	2,638	990	3,628	68,917	30,115	99,032	3,996	2,168	6,164
合計	435	180	615	5,472	2,053	7,525	137,053	61,294	198,347	8,744	4,600	13,344

1 平成17年度学校基本数調査より作成(平成17年5月1日現在)

2 教職員数は、府費負担教職員(校長、教頭、教諭、養護教諭、常勤講師、事務職員、学校栄養職員)の合計